

## (6) プライバシー・個人情報

プライバシーを巡る問題は、基本的人権に関わる重要な問題であり、個人に関する情報は最大限に保護される必要があります。

近年、高度情報通信社会の進展に伴い、様々な情報の取得や利用等において利便性が向上する一方、企業等や行政が保有する顧客や住民の情報が大量に流出する事案が発生しています。

本市は、2003（平成 15）年の「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法<sup>\*95</sup>）」成立に先立ち、2002（平成 14）年に「江津市個人情報の保護に関する条例」を定め、基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的に、個人情報の適正な取り扱いに必要な事項や、個人の権利利益の侵害防止を図ることなどを明記しました。

今後も、個人のプライバシーが尊重され、人権が守られる社会を構築するために、学校・地域・行政・企業等でのプライバシー・個人情報保護についての教育研修の機会の充実を図るなど、個人のプライバシー保護に関する知識の向上や人権意識を高める活動を積極的に支援します。

### 用語解説

#### **\*95 個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）**

個人情報の定義を「生存する個人に関する情報であつて、この情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」とし、その適正な取扱いに関し、基本理念及び基本方針、施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めた法律。2003（平成 15）年 5 月 23 日に成立し、一般企業に直接関わる部分（罰則を含む第 4～6 章）以外の規定は即日施行された。全面施行は 2 年後の 2005（平成 17）年 4 月 1 日。